

事業主殿

日光労働基準協会長

## 「職長の能力向上教育」開催について

### ～製造業における職長等に対する能力向上教育～

職長は、職場において労働者（作業員）を直接指導・監督する人であり、現場の日々の状態を最もよく知り得る立場にあります。また、作業員と管理者の間に位置して、それぞれに対する情報の伝達役でもあり、現場の安全衛生の「要の役」に当たります。このことから、労働安全衛生法第 60 条では、一定の業種の新任の職長に対して、安全衛生についての教育を義務付けています。

また、労働安全衛生法第 19 条の 2 で規定する「能力向上教育」は安全管理者、衛生管理者、作業主任者等が従事する安全衛生業務に関する能力向上を図るもので、職長に対しても、初任時の教育に加え、これに準じた教育（職長の能力向上教育）を定期的に行うこととされています。

職長の能力向上教育は、職長に求められる 3 つの役割

- ① 先取りの安全衛生管理 ② 情報管理（上司と部下とのパイプ役）③ 部下の育成  
をレベルアップさせ、事業場における安全衛生水準を向上させていくために必要な教育です。

以上の事から、この度「職長の能力向上教育」を下記の通り開催することと致しましたので、この機会に当該者を受講させていただきますようご案内申し上げます。

### 記

1. 日 時 令和4年5月30日（月）  
午前8時55分～午後5時（午前8時45分受付）
2. 場 所 日光商工会議所・日光事務所（日光市宝殿 66-1 Tel.0288-50-1171）
3. 受講料 会員事業場 8,000 円 非会員事業場 9,000 円
4. 申込先 日光労働基準協会（日光市今市 306-2 Tel. 0288-21-2047 : fax 0288-21-4047）  
別紙申込書に必要事項を記入のうえ、受講料を添えて当協会までお申込み下さい。FAX 向  
【振込先】足利銀行今市支店 普通預金 3155903 日光労働基準協会あて
5. 申込締切 令和4年5月16日（月）（定員 30 名になり次第締切ります。）
6. その他 (1)全教育受講した方には、修了証を発行します。  
(2)受講用、筆記用具、昼食及び飲料水等を持参して下さい。

### 《 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への取り組み 》

- ① 発熱や咳など風邪の症状がある方の受講はご遠慮いただきます。
- ② 全員マスク着用で受講していただきます。（各自準備）
- ③ 会場入口において検温、手指の消毒にご協力お願いします。
- ④ 感染の状況により、やむを得ず延期又は中止となる場合があります。ご了承ください。